

# 業務委託契約書

委託名 熊本市役所本庁舎廃棄物収集運搬業務委託

委託場所 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市（以下「委託者」という。）と\_\_\_\_\_（以下「受託者」という。）との間において上記の業務委託について、次のとおり契約を締結する。

## （総則）

第1条 受託者は、熊本市役所本庁舎の廃棄物収集運搬業務を仕様書に基づき行うものとする。

## （許可証の提出）

第2条 受託者は、その事業範囲を証するものとして、許可証の写しを委託者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを委託者に提出する。

## （委託する廃棄物の種類）

第3条 委託者が、受託者に収集運搬処理を委託する廃棄物の種類は、次のとおりとする。

- ・一般廃棄物
- ・リサイクルする産業廃棄物（ペットボトル、ビン・缶、金属くず）
- ・埋立する産業廃棄物（埋立処分）

## （適正処理に必要な情報の提供）

第4条 産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報は以下のとおりである。

- ・産業廃棄物の性状は固形状、荷姿は袋。
- ・腐敗、揮発等性状の変化が生ずるものはない。
- ・混合等により生ずる支障はない。

2 委託者は、委託契約の産業廃棄物の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受託者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

## （契約単価）

第5条 契約単価は、下表のとおりとする。ただし、市況に著しい変化を生じた場合は、委託者、受託者のいずれかの申し出によりその都度双方協議のうえ、契約単価の変更を行うことができるものとする。

種類	一般廃棄物	産業廃棄物 (リサイクル分)	産業廃棄物 (埋立ゴミ)
契約単価(税込)	円/kg (税抜　円)	円/kg (税抜　円)	円/kg (税抜　円)

## （履行期間）

第6条 本業務の履行期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までとする。

## （契約の保証）

第7条 受託者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。

2 受託者は、前項に規定する契約保証金の納付に代えて、次の各号のいずれかに掲げる

担保措置をとることができる。

(1) 契約保証金の納付に代わる国債の提供

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関の保証

3 受託者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結をしたときは、契約保証金の納付を免除する。この場合において、受託者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

4 前3項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

6 前各項の規定は、熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条第2項各号（第1号及び第2号を除く）の規定に基づき、委託者が契約保証金の全部の納付を免除した場合には適用しない。

（積替え及び保管）

第8条 受託者は、委託者から委託された廃棄物に関して積替え及び保管を行わず、直接処分場まで運搬するものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を委託者の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（仕様書に不適合の場合）

第10条 受託者の実施した業務が、仕様書に適合していないと委託者が認めたときは、委託者は、その業務の手直しを命ずることができる。この場合の費用は、受託者の負担とする。

（臨時の措置）

第11条 委託者は、業務実施において、受託者に対し必要に応じ臨時の措置をとることを求めることができる。この場合において、受託者は、その措置について速やかに委託者に報告しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第12条 受託者は、業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその賠償の責めを負わなければならない。ただし、受託者が、委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを委託者に知らせなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、受託者は速やかに委託者に紛争の状況を報告したうえ、損害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとらなければならない。

（業務報告）

第13条 受託者は、1ヶ月の業務を完了したときは、遅滞なく、仕様書に定める業務実

績報告書を委託者に提出し完了検査を受けなければならない。ただし、リサイクル分、及び埋立分は産業廃棄物管理票（マニュフェスト）を併せて提出しなければならない。

2 委託者は、必要と認めるときは、業務の実施状況について調査し、又は受託者の報告を求めることができる。

（委託代金）

第14条 委託者は、第5条に規定する契約単価に前条第1項の完了検査に合格した業務実績報告書及び産業廃棄物管理票（マニュフェスト）に記載された廃棄物の重量を乗じて得た金額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、各々これを切り捨てるものとする。）を委託代金として受託者に支払う。

2 受託者は、毎月の業務に係る委託代金を翌月の10日までに委託者に請求するものとする。

3 委託者は、受託者の適法な請求により、前項に規定する請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

4 委託者の責めに帰する事由により、前項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、当該未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（委託者の解除権）

第15条 委託者は、受託者が次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受託者の責めに帰する事由により、委託期間内又は委託期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないことが明らかに認められるとき。

(2) 正当な事由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下この号及び次条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

られるとき。

力 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(力に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、契約単価に予定排出量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合行為等に対する解除措置)

第16条 委託者は、前条第1項に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 受託者が、独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。)の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 受託者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条(第3号を除く。)若しくは第95条第1項(第2号及び第3号を除く。)の刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

(受託者の解除権)

第17条 受託者は、委託者が契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を委託者に請求することができる。

(契約解除の通知)

第18条 前3条の規定により契約を解除するときは、書面によりすみやかにその旨を相手方に通知しなければならない。

(受託者の義務違反による解除時の廃棄物の処置)

第19条 第15条及び第16条の規定により契約が解除された場合、受託者は、委託者から排出された産業廃棄物のうち、まだ委託業務の完了していないものに関して、委託業務をすみやかに完了させなければならない。ただし、受託者による委託業務の遂行が不可能な場合は、委託者は委託者から排出された産業廃棄物と明らかに判明したものについて速やかに引取り、委託者の責任において処理し、その費用を受託者に請求するものとする。

（委託者の義務違反による解除時の廃棄物の処置）

第20条 第17条の規定により契約が解除された場合、委託者は、受託者のもとにある産業廃棄物のうち、委託者から排出されたと明らかに判明したものについて速やかに引取り、委託者の責任において処理するものとする。

（秘密の保持）

第21条 受託者は、業務上知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後においても同様とする。

（作業中の事故）

第22条 作業実施中、受託者の責めに帰すべき理由により生じた作業員の事故及び受託者の損傷については、委託者は、その責めを負わないものとする。

（協議）

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、双方が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年（2026年）月　　日

委託者　熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市  
熊本市長　大　西　一　史　　印

受託者

印